

1. 家庭児童相談室 ††††††††††††††††††††††††††††††††††

平成 22 年度から各区の健康・子ども課に家庭児童相談員（会計年度任用職員）を配置し、平成 23 年度からは係長職を加えた 2 名体制で「家庭児童相談室」を設置している。

平成 28 年度、各区に担当職員 1 名を、令和 2 年度から 4 年度にかけて各区に家庭児童相談員 1 名と児童人口の多い 6 区（中央、北、東、白石、豊平及び西）に担当職員 2 名を増員し、各区 4～6 名体制としている。

家庭児童相談室は、児童相談所とともに児童虐待通報・通告の受理及び初期調査を行うほか、子どもの福祉に関する身近な相談窓口として養育相談等の電話・来所相談を受け、必要に応じて家庭訪問、学校訪問等を実施し、関係機関と連携をとりながら支援活動を行っている。

また、要保護児童等を複数の関係機関等で協議・支援する場である区要保護児童対策地域協議会の事務局として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を運営している。国が各市町村に設置を求めている「子ども家庭総合支援拠点」については、支援拠点の中核的機能を果たしている家庭児童相談室に、国が示す職員配置基準を満たす人員数を配置したことから、令和 4 年度より各区健康・子ども課に子ども家庭総合支援拠点としての機能を位置付けてきた。

これまで、各区健康・子ども課は、子ども家庭総合支援拠点とともに、子育て世代包括支援センター（妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する拠点）に位置付けてきたが、令和 4 年に児童福祉法及び母子保健法が改正され、改正法の施行日である令和 6 年 4 月から、それぞれの設立の意義や機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとなった。本市では、令和 6 年 4 月から各区健康・子ども課にこども家庭センターとしての機能を位置付けることとした。

※表 1、表 2-1 について、令和 4 年度以降は、当該年度中の取り扱い開始及び支援内容の変更分のみ計上しており、前年度以前からの継続支援ケースは計上していない。

(1) 家庭児童相談室の相談状況

表 1 内容別年齢別相談

(単位：件)

種別	養護相談		保健相談	障がいの相談						非行相談	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい (自閉症)	ぐ犯行為等	触法行為等
3年度合計	297	6,112	8	-	-	24	3	9	50	14	1
4年度合計	254	4,199	15	1	-	19	1	20	76	7	3
5年度合計	461	3,923	15	1	-	30	-	6	46	9	4
0歳～6歳	228	2,506	2	1	-	5	-	2	10	-	-
7歳～12歳	172	984	6	-	-	20	-	3	33	5	1
13歳～15歳	44	306	3	-	-	3	-	1	3	4	1
16歳～17歳	17	121	4	-	-	2	-	-	-	-	2
18歳～	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-

種別	育成相談				その他の相談	合計	いじめ相談 (再掲)
	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
3年度合計	156	299	8	32	117	7,130	-
4年度合計	205	270	25	45	65	5,205	-
5年度合計	220	232	15	51	71	5,084	-
0歳～6歳	25	9	4	19	62	2,873	-
7歳～12歳	136	149	8	21	6	1,544	-
13歳～15歳	46	67	3	8	3	492	-
16歳～17歳	13	7	-	3	-	169	-
18歳～	-	-	-	-	-	6	-

表2-1 内容別相談（区毎）〈令和5年度〉

(単位：件)

種別	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	合計
養護相談	504	610	739	535	210	400	229	402	431	324	4,384
虐待相談(再掲)	60	88	59	57	24	41	32	6	45	49	461
保健相談			6			1			6	2	15
肢体不自由								1			1
視覚障害がい											-
言語発達障害がい等	1	3	11	8	1	1	1		3	1	30
重症心身障害がい											-
知的障害がい		2	3						1		6
発達障害がい	2	13	8	1	4	4	2		7	5	46
非行			5					1	2	1	9
犯罪行為等											4
相談			3						1		4
性格行動	6	38	22	27	19	21	27	20	17	23	220
不登校	13	33	30	16	26	23	17	16	28	30	232
相談	1		1		1	3	1	5	3		15
適性											
育児・しつけ	2	7	4	5	1	3	23		5	1	51
その他の相談	1		1	2	1	6	3	27	9	21	71
合計	530	706	833	594	263	462	303	472	513	408	5,084
いじめ相談(再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表2-2 年齢別相談（区毎）〈令和5年度〉

(単位：件)

種別	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	合計
0歳～6歳	352	384	491	392	137	265	148	242	272	190	2,873
7歳～12歳	132	210	236	140	84	137	114	166	175	150	1,544
13歳～15歳	33	84	75	48	30	46	33	49	46	48	492
16歳～17歳	12	25	31	14	12	14	8	15	19	19	169
18歳～	1	3							1	1	6
合計	530	706	833	594	263	462	303	472	513	408	5,084

V 家庭児童相談室

(2) 各区要保護児童対策地域協議会実務者会議、個別ケース検討会議の状況

表3-1 実務者会議取扱数

区	年度		5年度							
			児童相談所		区(家児相)					
			新規		継続		新規		継続	
	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数		
中央	51	67	165	220	208	275	546	906		
北	46	62	172	279	177	226	678	1,312		
東	68	96	159	241	174	244	478	859		
白石	57	84	118	170	183	228	616	1,090		
厚別	12	12	54	76	59	90	289	466		
豊平	23	29	66	87	157	247	605	1,034		
清田	14	18	34	52	66	96	201	328		
南	16	22	73	101	95	160	300	505		
西	29	35	162	228	81	149	454	897		
手稲	21	28	43	58	81	120	147	234		
合計	337	453	1,046	1,512	1,281	1,835	4,314	7,631		

※継続は令和5年3月末時点

表3-2 個別ケース検討会議開催回数、検討事例数

区	年度	4年度		5年度	
		開催回数	検討事例数	開催回数	検討事例数
中央		60	78	101	141
北		80	136	90	137
東		70	129	69	136
白石		90	124	76	133
厚別		25	39	32	46
豊平		114	178	80	129
清田		32	52	32	72
南		34	66	29	50
西		67	119	87	151
手稲		25	43	25	42
合計		597	964	621	1037

注：一事例につき複数回検討例あり。